

ベビーカーマークの普及

1. ベビーカーマークについて

- 事業者によって様々な図案を用いていたベビーカーマークについては、協議会において「中性とベビーカー」を用いた以下のマークを選定し、今後統一マークとして使用することとなった。
- 統一マークとしての使用にあたっては、視認性が高く誰にでも理解でき、恒久的に使用できるものであることを念頭に、既存の禁止図記号と同様に J I S 化を行うこととした。

案内図記号	禁止図記号 ※案内図記号と同一デザインを用いたもの
	

2. ベビーカーマークの掲出状況について

- J I S 化の動きと並行して、車両や駅・商業施設のエレベーターなどにおいて、選定したイラストを用いたベビーカーマークの掲出が順次始まっている。
- 協議会構成員の協力を得て、掲出状況を調査した結果は以下のとおり。

(1) 鉄道事業者

- 5月以降、車両への掲出が開始され、掲出準備も進められている
- 車両の車椅子スペース及び側面に貼られており、自社保有する全ての車両への掲出が完了している事業者もある
- 駅エレベーターやホーム乗降口などへの掲出も、今後順次予定されている

(2) バス事業者

- 車両の車いす固定スペースや側面に貼られている既存のオリジナルステッカーについて、劣化等の際に順次貼り替えが予定されている

(3) 建築物等

- 空港ビルや商業施設のエレベーターなどにおいて、掲出が始まっている

3. ベビーカーマークのJIS化に向けた動きについて

- J I S Z 8 2 1 0 (案内用図記号) 改正原案 (追補) 作成委員会において、協議会で選定したベビーカーマークのJIS化に向けた手続きが進められている。
- 平成26年10月9日に開催された同委員会会合では、協議会で選定したベビーカーマークを原案として、「ベビーカー」の図記号の追加、及び既存の「ベビーカー使用禁止」の図記号の変更 (女性から中性に変更) にかかる審議が行われ、デザインについては双方とも原案どおり了承された。
- 今後、同委員会での決定事項を踏まえた原案修正が行われた後、日本工業標準調査会での審議、パブリックコメント等の手続きを経て、JIS化の最終判断が行われることとなる。